

違法に伐採された木材と、違法に伐採された木材を輸入することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位（約880万円）<sup>203</sup>、またはその両方が科せられる（違法伐採禁止法第8条、第9条）。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される（違法伐採禁止法第10条）。また、規制木材製品を輸入する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位（約530万円）の罰金、デューデリジェンス要件を遵守したことを申告しなかった場合、100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる（違法伐採禁止法第12条、第13条）。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる（違法伐採禁止法第14条）。

## (2) 国産原木加工

国内で違法に伐採された原木（法律原文では、オーストラリア国内へ輸入された原木を下記の条文の対象外としている）を加工することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位（約880万円）、またはその両方が科せられる（違法伐採禁止法第15条）。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される（違法伐採禁止法第16条）。また、国産原木を加工する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位（約530万円）の罰金が科せられる（違法伐採禁止法第17条）。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる（違法伐採禁止法第18条）。

違法伐採禁止法では、国内での違法な伐採を禁止するのではなく、違法に伐採された国産材原木を加工することを禁止しているのが特徴である。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法な伐採の禁止は、生産者に対して各州で定められた森林関連の法律で定められているため、違法伐採禁止法で同じ義務を重複して生産者に課すことを避けるため、国産原木加工事業者を対象にしているとのことであった。また、国産原木を加工せずに輸出する場合は、違法伐採禁止法の対象外とのことであった。

### 7-6-1-1-4 輸入規制対象となる木材・木材製品

違法伐採禁止法では、輸入に関して規制の対象となる「規制木材製品(regulated timber products)」は、違法伐採禁止規則に定めるとしている（違法伐採禁止法第9条3項）。規制木材製品は、違法伐採禁止規則別表1に関税HSコードによって定義されており、木材・木製品（44類）、パルプ（7類）、紙（48類）、家具（94類）が含まれている<sup>204</sup>。一方で、楽器、スポーツ用品、印刷物など、木材や木質繊維で作られた特定の輸入品、その他の製品の輸送に使用される包装材は対象外で、竹、籐も木材製品とはみなされない（前掲書<sup>4</sup>）。これに加えて違法伐採禁止規則第6条に、デューデリジェンス要件遵守（違法伐採禁止法第12条）の対象から除外される規制木材製品が示されている。

- 規制木材製品であっても全面的にリサイクル材料から製造されたもの
- 一部がリサイクル材料から製造されたもの場合、リサイクル材料から製造された部分
- 委託販売品として輸入された規制木材製品で、合計価格が1000豪ドル（約8万円）を超えない場合

また、規制木材製品におけるリサイクル材料とは、以下の条件を満たすものであると定義されている（違法伐採禁止法第6条）：

<sup>203</sup> 2020年7月現在、1罰金単位は222豪ドル、約17,611円である。

<sup>204</sup> 詳細は7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照

- 材料がかつて別の製品またはその一部であり、かつ、
- その材料が取り出された時点でかつての別製品がもはや当初意図した目的に使用されず、廃棄物とみなされている
- ただし、材料が製造工程の副産物であるときは、リサイクル材とはいえない（例：パーティクルボードまたは優密度ファイバーボード製造に使用された挽き材から出たおがくず又は切れ端）

日本のクリーンウッド法では、対象とする木材について「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」、家具、紙等の物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」としており、違法伐採禁止法と同様にリサイクル材は対象外となっているが、リサイクル材の定義は、「建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引<sup>205</sup>）」とされており、オーストラリアの違法伐採禁止法の定義と異なっている。

#### 7-6-1-1-5 デューデリジェンス要件

違法伐採禁止法が遵守を求めるデューデリジェンス要件の詳細は、違法伐採禁止規則に定められている。オーストラリア政府は違法伐採禁止規則に記載されているデューデリジェンス要件を事業者にわかりやすい表現で政府ウェブサイトに掲載している。ここでは主に政府ウェブサイトの表現を使用して説明するが、法的文書の要求事項は7-5-4-2章の違法伐採禁止規則の仮訳を参照されたい。また、オーストラリア政府担当者へのインタビュー調査で得られた情報も記載した<sup>206</sup>。

### 1) 木材・木材製品輸入者に求められるデューデリジェンス要件

#### (1) デューデリジェンスシステム

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならないが、以下の条件を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第9条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、Eメールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を輸入するリスクを最小限に抑えるための手順書

政府ウェブサイトは、デューデリジェンスシステムは、規制木材製品を輸入するたびに、どのような行動をとるべきかを決定するのに役立つため、理解しやすく、わかりやすいものでなけ

<sup>205</sup> <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

<sup>206</sup> オーストラリア政府へのインタビュー調査の詳細は7-6-1-2-2章